

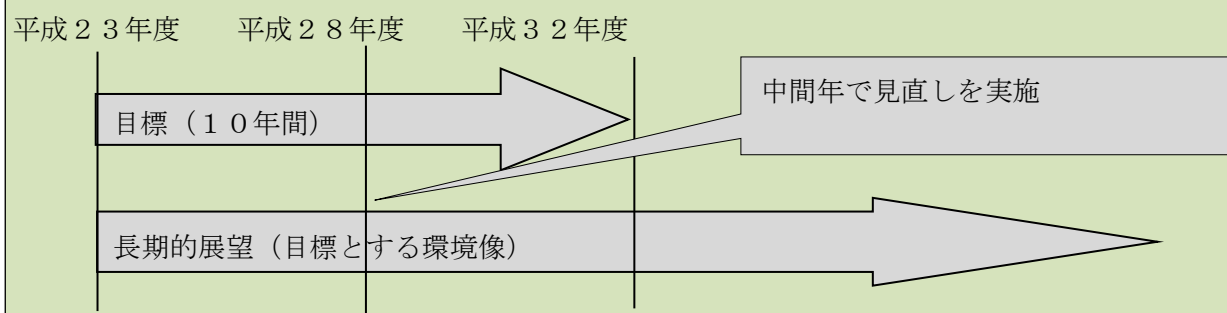
平成28年度 第1回環境審議会

環境基本計画見直しについて
(概要版)

平成28年8月24日

野 田 市

◇本計画の見直しの考え方



ア) 第1章 計画策定の基本的事項

計画策定の背景として、(1) 環境問題の動向、(2) 国の取組、(3) 千葉県の取組、(4) 野田市の取組について、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ時点修正を行います。

イ) 第2章 環境の現状

平成27年3月に「生物多様性のだ戦略」が策定しれたことを踏まえ、今後は、生物多様性のだ戦略のもと、将来にわたって野田の豊かな自然環境や多種多様な生き物を保全していくために、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めてまいります。

ウ) 第3章 環境に関する意識調査（アンケート調査）

環境基本計画の中間年における見直しは、新たなアンケート調査は実施せず、新総合計画策定時の（平成27年度策定）市民及び委員の意見を参考に見直しを行います。

エ) 第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

環境の現状のまとめについては、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、生物多様性の課題との整合性を図りながら時点修正すると共に見直しを行います。

オ) 第5章 望ましい環境像

望ましい環境像については、本市の環境基本条例に掲げた基本理念を踏まえ、望ましい環境像を実現するための様々な取組みに対する基本方向について、時点修正及び上位計画及び関係計画との整合性を図ります。

カ) 第6章 環境施策と行動計画

環境施策と行動計画については、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するための20の施策の方向について、概要を時点修正し、将来目標値（平成32年度）である環境指標等について、必要に応じて修正します。また、市の具体的な取組についても時点修正を行います。

キ) 第7章 重点施策

重点施策については、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策であるため、策定から5年が経過した中での環境の変化や社会情勢を踏まえ、「重点施策」について再検討し、時点修正を行いながら上位計画との整合性を図ります。

ク) 第8章 計画の推進方策

施策を計画的に推進していくための推進体制については、特に見直しは行いません。

◇現状の把握

《環境問題の動向》

最近の環境問題の動向としては、高度経済成長の中で公害の克服に多大な努力を行ってきたが、資源の大量消費や大量廃棄、発展途上国における爆発的な人口増加に伴う食糧需要の増大など社会経済活動の拡大は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題を引き起こし、人類共通の課題となっている。

また、深刻化する地球温暖化問題については、2015年末に開かれた国連の気候変動に関する会議（COP21）では、21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを指すため、世界が協力することを約束した、歴史的な国際協定が締結され、日本政府も、「温室効果ガスを2030年までに26%削減する（2013年比）」という目標を掲げています。パリ協定の合意後は、国内の温暖化対策が強化され、より真剣に取り組んでいくことが求められています。

《国の取組》

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌平成6年12月には、「第一次環境基本計画」が策定され、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定され、平成24年4月には、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に目指すことや東日本大震災による復旧・復興に係る施策や放射性物質による環境汚染対策を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されています。

《県の取組》

負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成20年に制定されました。

その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」が策定されました。

千葉県環境基本計画策定から7年が経過し、この間、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況は変化し新たな課題が生じていることから、平成27年3月に計画の見直しが行われ、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応やPM2.5などの新たな環境問題への対応が盛り込まれた。

《市の取組》

環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、平成8年に「野田市環境基本条例」及び「野田市環境保全条例」が制定されています。また、「野田市環境基本条例」第8条に基づき、「野田市環境基本計画」が平成11年3月に策定されています。さらに、平成23年3月には、環境問題に対して的確に対応するために、現計画の見直しを行い、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえた基本方向と重点施策を展開するために、目標年度を平成32年度とする新たな計画が策定されています。

◇環境指標の現状

基本方向 1 : 自然との共生の確保

		21年度	26年度	将来目標値
1-1 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数	9回/年	10回/年	12回/年
1-2 自然との触れ合いの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数	3件	3件	増加
1-3 生物の多様性の確保	◎冬期湛水事業による再生湿地数	1か所	8か所	7か所

基本方向 2 : 快適な都市環境の確保

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値
2-2 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	1か所	1か所	増加
2-3 良好な景観の形成	◎景観形成対象地区数	0か所	0か所	景観基本計画を策定し、地区を設定
2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承	◎指定文化財の件数	32件	35件	増加

基本方向 3 : 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値等
3-1 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人1日当たりのごみ排出量	639.24g /人・日	628.94g /人・日	減少
3-2 資源化の推進	◎ごみの資源化率	30.51%	27.21%	増加
3-3 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指導件数	45件	28件	減少
3-4 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加人数	24,689人	25,737人	増加

基本方向 4 : 地球環境保全への貢献

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値等
4-1	◎エコアクション21登録事業者数	4社	7社	増加
地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減(※) t-CO2	23,208.1	23,066.1	21,815.6
	電気の使用に伴う排出		(9,269.2)	(8,325.0)
	燃料の使用に伴う排出		(3,347.7)	(4,080.0)
	自動車の使用に伴う排出		(16.7)	(22.6)
	廃棄物の焼却に伴う排出 し尿の処理に伴う排出		(10,387.5) (49.0)	(9,335.0) (53.0)
4-2 エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	15台	66台	増加

野田市地球温暖化対策実行計画の基準年と整合性を図るため、21年度欄の市の事業に伴う二酸化炭素排出量は、23年度の実績値とする。

基本方向5：環境への負荷の少ない社会の実現

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値等
5-1 大気環境の保全	硫黄酸化物（野田）	0.004ppm	0.003ppm	環境基準達成
	窒素酸化物（野田）	0.034ppm	0.030ppm	環境基準達成
	窒素酸化物（桐ヶ作）	0.031ppm	0.026ppm	環境基準達成
	浮遊粒子状物質（野田）	0.065mg/m ³	0.050mg/m ³	環境基準達成
	浮遊粒子状物質（桐ヶ作）	0.086mg/m ³	0.064mg/m ³	環境基準達成
	◎光化学オキシダント			
	野田 環境基準を超えた日数	92日	101日	減少
	野田 環境基準を超えた時間数	471時間	593時間	減少
	桐ヶ作環境基準を超えた日数	97日	113日	減少
	桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	462時間	713時間	減少
5-2 水質環境の保全	◎河川におけるBOD75%値			
	利根川	1.2mg/l	0.9mg/l	環境基準達成
	江戸川	1.5mg/l	1.3mg/l	環境基準達成
	利根運河	7.5mg/l	5.9mg/l	環境基準達成
	◎公共下水道普及率	55.21%	64.31%	増加
	◎地盤沈下の発生状況	0 k m ²	0 k m ²	現状維持
5-3 地質環境の保全	◎有機塩素系化合物（検出率）	0%	0%	現状維持
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（検出率）	34.3%	20.0%	減少

基本方向6：みんなが参加する取組

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値等
6-1 環境教育・環境学習の推進	◎こどもエコクラブの登録数	0クラブ	1クラブ	5クラブ
	◎小中学校での環境教育実施校	全校	全校	現状維持
6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり	◎市民講座・イベント回数	15回	19回	増加
	◎環境活動団体数	9団体	9団体	増加